

---

**大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業に係る**

**重要論点説明資料**

**令和4年11月 大阪市水道局**

---

# 目次

1	はじめに	1
2	精算スキーム（事業費変更時の市の費用負担ルール）	2
3	削減率の適用方法	8
4	物価変動・不可抗力リスク	10
5	業務品質に関する要求水準	11
6	施工困難時の取扱い	15
7	要求水準未達時の取扱い	17
8	サービス購入料	19
9	市から提供する設計図書	20
10	公募スケジュールと主な開示資料（予定）	21

## 1 はじめに

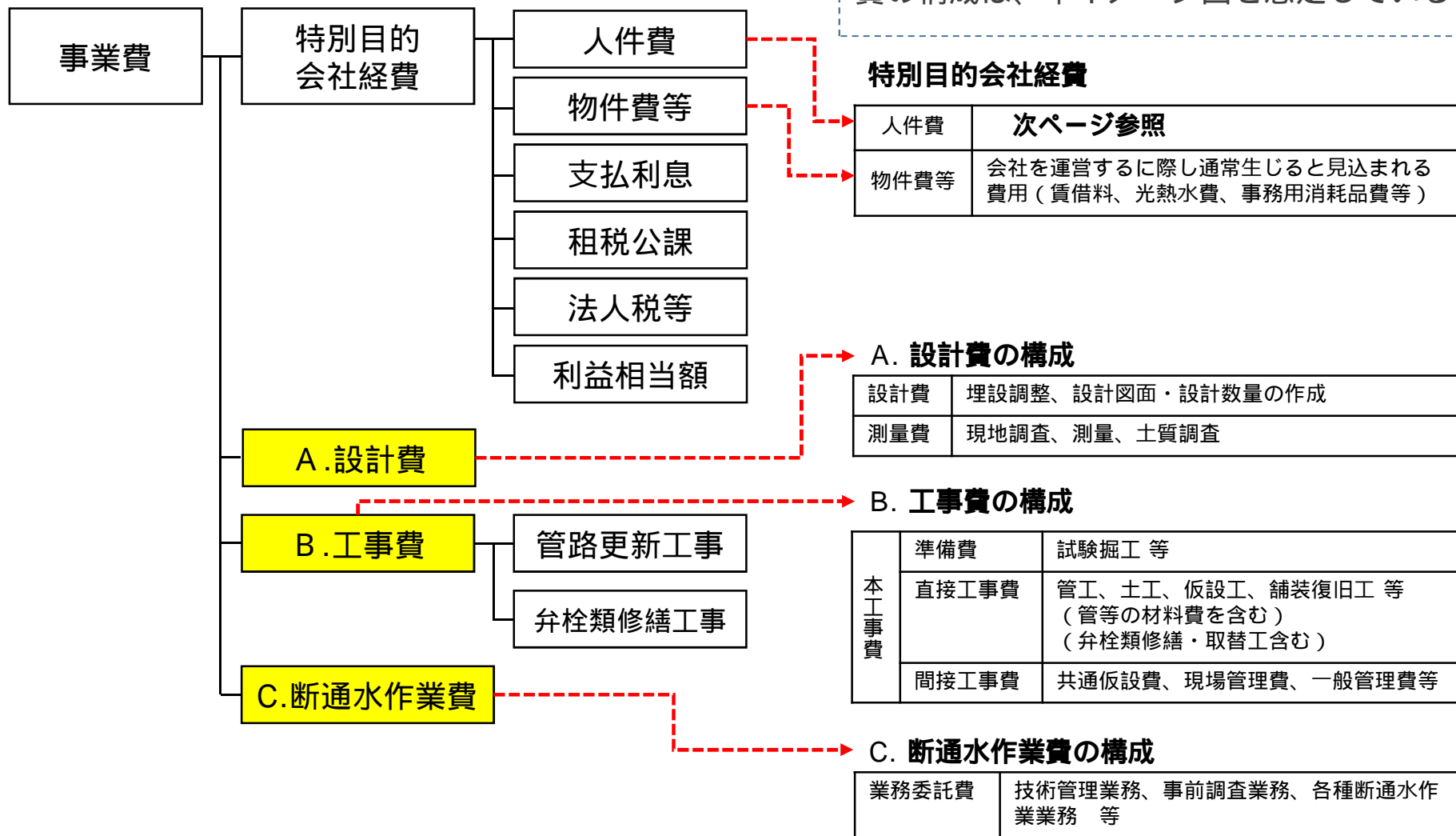
本資料は、市が先般、公表した「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業実施方針」（令和4年11月）の補足資料であり、今後、予定している民間事業者の方と意見交換を行うにあたって、有意義な意見を聴取するため、市が、主な論点として、現時点で想定している条件や考え方を示したものです。

なお、本資料の内容は、今後、入札公告までに変更することがあり、公募の条件として決定したものではありません。

## 2 精算スキーム（事業費変動時の市の費用負担ルール）

### 費用構造イメージ

本事業において、市がSPCに支払う事業費の構成は、本イメージ図を想定している



## 2 精算スキーム（事業費変動時の市の費用負担ルール）

### 特別目的会社経費の人員費

特別目的会社経費のうち人員費については、現行体制で実施している基幹管路更新業務のうち、PFI手法導入後は、民間事業者に委ねることとなる業務（下図）に従事している職員人員費及び当該業務実施のために必要な総務的業務に従事する職員人員費を想定している。

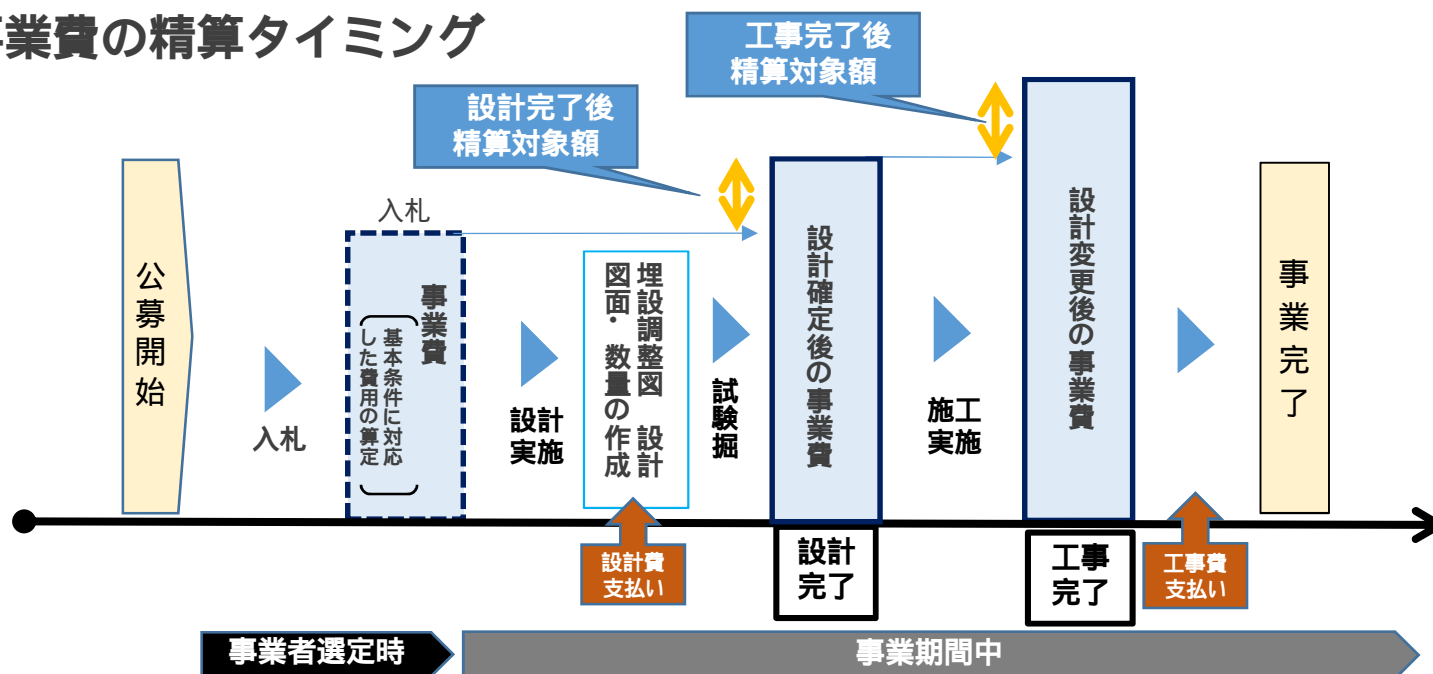
		路線全体					個別路線											
		計画・運営業務					設計業務					施工業務				管理的業務		
		路線の選定	管路構成の決定	断水可否条件の提示	設計・施工の工程の全体調整	路線毎の断水水計画の策定(全体調整含む)	工法の選定	埋設調整	設計図面の作成	積算	施工実施者の選定	施工許可申請	試掘・施工協議	地元調整・管理者協議	工事実施	断水作業の計画立案・実施	工事監督	弁類等の修繕
事業範囲	官	○	○	○				○				○		○				
	民																	
現行体制	官	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○
	民																	

上図は官民の業務分担の大枠を端的に示したものである

民間事業者に委ねる業務範囲のうち、特別目的会社経費の人員費に相当する主たる業務

## 2 精算スキーム（事業費変動時の市の費用負担ルール）

### （1）事業費の精算タイミング



### （2）市が提示する入札価格算定のための項目

#### 【基本条件を構成する主要項目】

A. 設計費	口径、工法、設計延長
B. 工事費	口径、工法、布設延長、昼夜区分、舗装工種、仮設工、弁設置数、交通誘導員等
	制水弁の修繕(取替)数
C. 断通水作業費	弁栓類事前調査数、断通水延長、昼夜区分、ピラ配布有無、交通誘導員等

入札公告時に、別途、各項目の基本条件や工事数量内訳書等を示す

契約後

事業期間中  
入札公告時までに提示する基本条件や工事数量内訳書等で設定した諸条件に基づき算定した価格は、概略設計（現場調査未実施）であるため、**設計・施工を進めると相違が発生**

設計・施工段階で判明した条件変更に基づく増加費は、以下の（3）及び（4）に基づく範囲で、市が負担する

## 2 精算スキーム（事業費変動時の市の費用負担ルール）

### （3）精算のベースとなる積算の原則

市がこれまで適用してきた公共積算基準と公共積算単価（市場単価等）に基づいて積算された額を、精算の対象とすることを原則とする。

ただし、公共積算単価が存在しない空白工種がある場合、または、対象路線の施工条件が特殊であり、公共積算単価の適用が困難な場合は、市の承認を得て複数業者からの見積を通じて単価を設定するとともに、事業者に対して、市があらかじめ定めた積算体系に沿った整理を求めることで、積算の妥当性を確保する。

原則については現行の公共発注と同じ

### （4）精算対象項目（市が増額分を負担する範囲）

#### A. 設計費

フェーズ	設計完了後	工事完了後
精算対象	入札時の基本条件（（2）表中 A.）に変更が生じた場合の設計費の増減	
精算対象外	詳細な工種・数量の増減は精算対象外	施工段階で判明した修正による設計費の増減

設計費が増減した場合は削減率 を適用し確定する（工事費、断通水作業費にも適用）

## 2 精算スキーム（事業費変動時の市の費用負担ルール）

### B. 工事費

フェーズ	設計完了後	工事完了後
精算対象	<p>市の承認を得て、<u>確定した設計</u>に基づき算定された工事費</p> <p>設計の確定は、試験掘の結果を反映したものを想定。試験掘の実施箇所・数量の具体的な設定については、事業者の裁量の範疇とする。</p>	<p>設計段階では予測が不可能であり、かつ事業者の責によらない事由（ア～ウ）に伴う工事費の増減</p> <p>ア 試験掘や各埋設物の管理図面調査では予測困難なスポット的に露見した地中の想定外事由</p> <p>イ 施工段階における新規の関係機関等との協議や地元調整の結果による事由</p> <p>ウ その他協議により市が認めた場合</p>
精算対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験掘に係る費用（掘削跡の舗装の管理費を除く）の精算は、市が要求水準等に定めた合理的な範囲内とし、それを超える分は対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階で予見可能な事象への対処に係る費用</li> <li>設計段階で確定した基礎的工種（（管工（材料費除く）、土工、仮設工）次スライド参照）の変更に伴う費用</li> </ul>

### C. 断通水作業費

フェーズ	設計完了後	工事完了後
精算対象	<p>入札時の基本条件（（2）表中C.）に変更が生じた場合の断通水作業費の増減</p>	<p>事前に市と確認した数量に対し、実作業において発生した作業数量の変更に伴う断通水作業費の増減</p>
精算対象外		

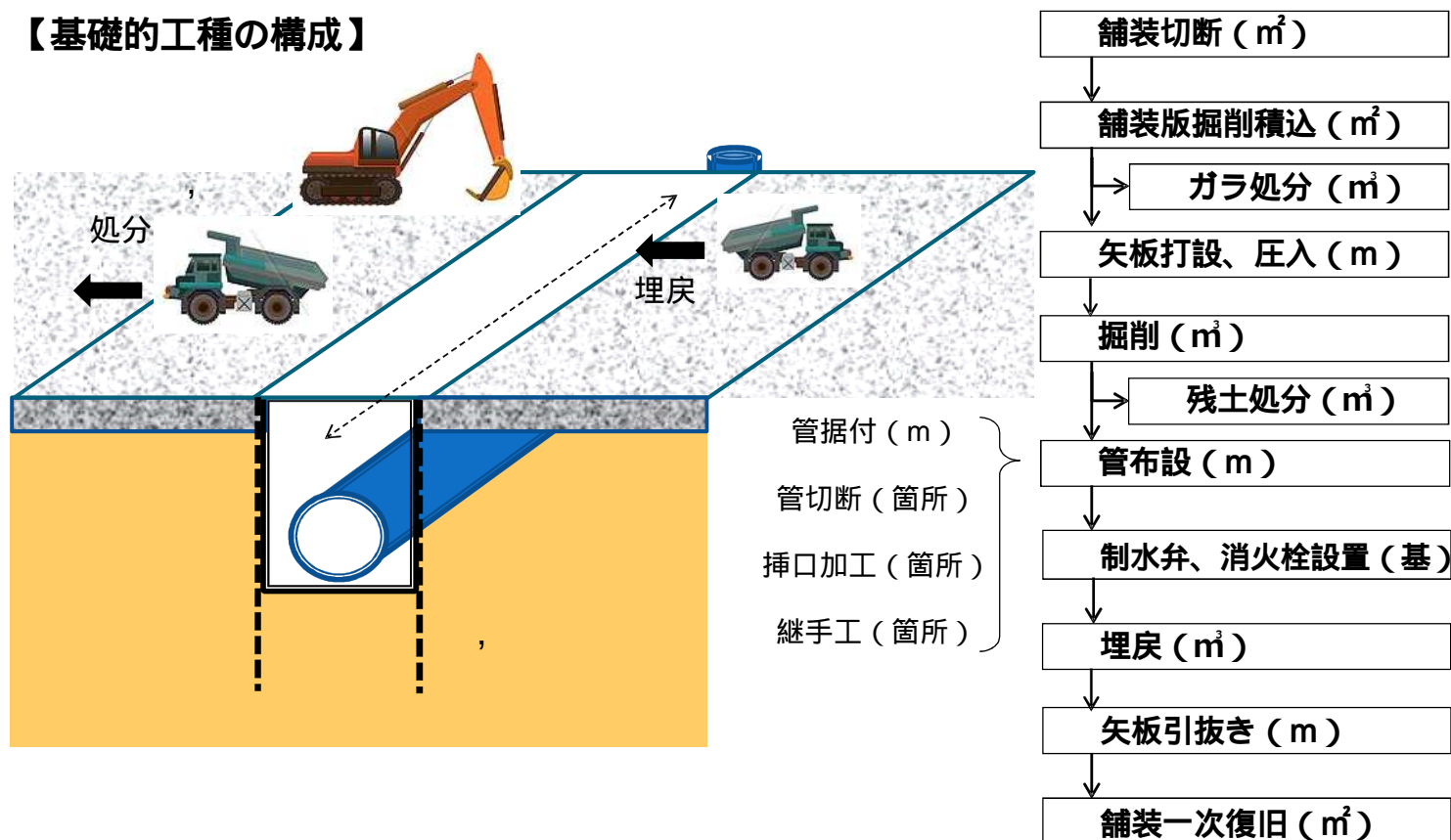


## 2 精算スキーム（事業費変動時の市の費用負担ルール）

基礎的工種の設定（設計確定後、精算の対象としない工種）

下図で構成する ～ のような管路工事の基礎的工種については、設計を確定させて以降、（４）表B ア～ウの事象が発生しない限り、施工段階で大幅に変更することが少ないため、精算対象から除外する。（ただし、管材料費は精算対象とする）

【基礎的工種の構成】



## 3 削減率 $\alpha$ の適用方法

### ◆ 削減率 とは...

- 予定価格に対する入札価格の落札率に相当する率のことを削減率と定義。



- 市場調査では、「事業期間中を通じて、全ての経費への同じ削減率の一律適用は難しい」との意見があった。
- 特別目的会社（以下「SPC」という。）経費とそれ以外の工事費等（設計費、工事費、断通水作業費）で削減率を分ける方法（入札価格は総額であるが内訳も提出してもらい内訳でも評価）を採用することを想定している。

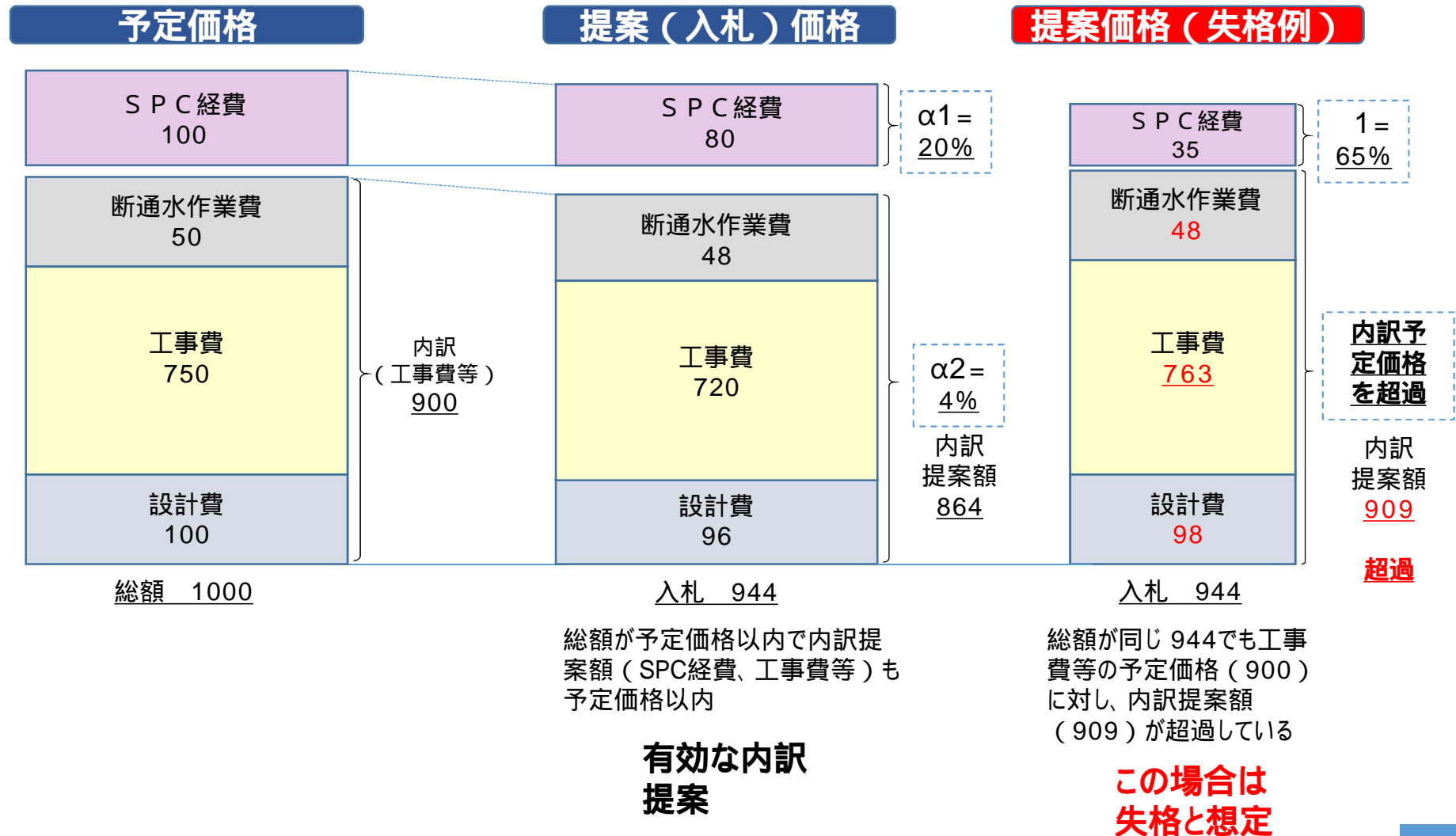
#### 前提として

- ◆ 予定価格を超過した提案事業費（入札価格）は失格となるが、それに加え、提案事業費の総額が予定価格内であっても、予定価格の内訳であるSPC経費と工事費等のいずれかが超過した場合でも失格とすることを想定している（次ページ参照）。

### 3 削減率 $\alpha$ の適用方法

#### ➤ 入札時における有効な内訳提案と失格事例

(設定例) 予定価格：1000 入札価格：944 落札率：94.4% (同額で入札した場合の違い)



## 4 物価変動・不可抗力リスク

- 物価変動・不可抗力事象に起因する事業費の増については、事業者においてもその増加額の低減に向けた努力がされるよう事業者に一定率の負担を求めることとしているが、当該率は他のPFI事例で多く採用されている率を踏まえつつ設定

### (1) 物価変動による事業費増加リスクへの対応（施工着手後）

施工着手前はリスク分担表（案）を参照

にリスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
物価変動による事業費増加リスク	物価変動に起因する増加費用のうち、 <u>一定の率</u> を超えるもの	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の率については、他のPFI事例と同様に年1.5%を超える額については市が負担する。なお、工事費及びSPC経費のみ適用する。</li> </ul>
	物価変動に起因する増加費用のうち、 <u>一定の率</u> を超えないもの		○	

なお、物価変動に起因して事業費が減少した場合、1.5%を超えた額については減額する。

### (2) 不可抗力リスクへの対応

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
不可抗力（ ） （ ）自然災害、疫病、人為的事象（テロ、戦争、暴動等）、放射能汚染等正常な事業の実施を妨げるもの（通常予見可能なものを除く）	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、 <u>一定の金額</u> 、又は保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の金額については、公共工事標準請負契約約款（請負金額の1%）や他のPFI事例と同様に不可抗力リスクの影響を受けた路線に対するサービス購入料の1%とする。</li> </ul>
	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、 <u>一定の金額</u> 、又は保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの			

## 5 業務品質に関する要求水準

### < 業務品質の確保 >

- 現在の局体制で実施している基幹管路の更新は、路線全体の計画・運営の業務を直営で実施し、設計・施工業務の一部を個別に民間事業者に委ねている。

新プランでは、これまで官が実施していた業務について可能な限り一括して民間事業者に委ねること  
で業務の効率を図る一方、市がこれまで実施してきたものと同様以上の業務品質を「要求水準」と  
して事業者に求めるとともに、市は事業者が満たすべき水準を達成しているかモニタリングを行う。

- 具体的には、事業者は、創意工夫の下、効率的に業務を進めつつ、主体的に自らの業務に対する  
セルフモニタリングを行う一方、市は、事業者からの報告や提出書類等の確認に加え、重要事項に  
ついては市の承認がなければ次の工程に進めない仕組みの運用と抜き打ち検査により効率的なモニ  
タリングを行うとともに、不適正施工が判明した際にはペナルティを課すことで抑止力を働かせること  
により、業務の品質を確保する。

不適正施工の例：管材料や埋戻材料、舗装材料等として、市の共通仕様書等で定める材料以外を市の承認なく使用したり、  
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の虚偽報告等の設計・工事の実施において不正行為を行うこと

## 5 業務品質に関する要求水準

### 管路更新事業における業務プロセスとモニタリング

業務プロセス (民間事業者が実施する業務)	主な要求水準	主なモニタリング	市が実施する業務
管路更新計画（設計・施工計画）の策定 （管路構成計画含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路構成（口径、接続条件）及び断通水条件の検討、提示</li> <li>管路更新計画（設計・施工計画）の策定（管路構成計画含む）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、断通水作業手順を踏まえた管路構成計画の策定に必要な条件を検討し、提示</li> <li>市が提示した管路構成（口径・接続条件）及び断通水条件を考慮したうえで、本事業の目的達成に向けた事業期間全体及び単年度期間における管路更新計画（設計・施工計画）の策定</li> </ul>	<b>【承認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>管路更新計画（管路構成計画含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路構成（口径・接続条件）の提示</li> <li>断通水条件の提示</li> </ul>

次ページへ

**承認**：業務の各過程における重要事項において、事前に市の承認を得ることにより、次の過程に進むことを可能とする

**確認**：申請等各種書類等において、必要な書類や必要事項の記入に漏れ等の不備がないことを、市が事前に確認する

**報告**：事業者から提出された書類もしくは業務実施の結果報告の内容について、市が事後に確認する

## 5 業務品質に関する要求水準

業務プロセス (民間事業者が実施する業務)	主な要求水準	主なモニタリング	市が実施する業務
設計実施者の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計実施者の選定</li> </ul>	<b>【報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計実施者選定資料</li> </ul>	
設計の実施 埋設調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>管材料の選定</li> <li>工法の選定</li> <li>附属設備の配置設定</li> <li>他企業体等の協議</li> <li>道路調整会議に必要な書類の作成</li> <li>工事調整予定調書（申請書類等）の作成</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>布設ルートにおける最適な配管、管接合方式及び防護工の組み合わせの選定や周辺埋設物の状況、沿道及び交通事情といった施工条件を勘案し工法の選定を実施</li> <li>各管理者（道路管理者等）と協議し、近接する工事における他埋設物との離隔・移設等を勘案し、配水管の布設位置を確定するとともに施工時期や他工事の同時施工の有無等、工事施工を行うための総合的な調整を行う</li> </ul>	<b>【確認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>予定調書</li> <li>埋設調整図面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定調書・埋設調整図面の提出</li> <li>道路調整会議の出席 民間事業者は市の補助役として同席</li> </ul> <p>(事象発生時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新材料の承認</li> </ul>
試験掘の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験掘の実施</li> </ul>	<b>【確認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験掘実施計画</li> </ul>	
工事設計書の作成・積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事図面及び各工種の数量計算書の作成</li> <li>工事費の積算の実施</li> </ul>	<b>【承認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事設計書（数量・図面）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計内容の妥当性確認</li> </ul>
施工実施者の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工実施者の選定</li> </ul>	<b>【報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工実施者選定資料</li> </ul>	



## 5 業務品質に関する要求水準

業務プロセス (民間事業者が実施する業務)	主な要求水準	主なモニタリング	市が実施する業務
施工計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画書の作成</li> <li>工事目的物を完成するために、必要な手順や工法等について具体的に記載された施工計画書の作成業務</li> </ul>	<b>【報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画書</li> </ul>	
各種許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用・使用許可申請書類の作成</li> <li>工事に必要な各種許可に係る資料作成、調整を行う業務</li> </ul>	<b>【確認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類等の申請 市が申請者として申請する許可関係</li> </ul>
施工協議・地元調整等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工協議・地元調整</li> <li>現場着手に先立ち、対象路線の地下空間を占用する埋設物管理者に対し事前通知や調査掘削を行い、その結果を基に埋設物の保全協議を行う業務</li> <li>施工に際し、現場の周辺及び断水や濁り等の影響範囲内の住民や事業所等に対して、工事協力を得るために、施工内容や日時等の説明等を行う業務</li> </ul>	<b>【報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>セルフモニタリング結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、SPCと協力しながら実施</li> </ul>
断通水作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>断通水作業計画書の作成</li> <li>断通水が必要な範囲を決定し、弁栓類の作業方法、濁りPR範囲、排水量の想定を行う業務</li> </ul>	<b>【確認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>断通水作業計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>断通水作業計画書の確認</li> <li>連絡会議の開催</li> </ul>
工事施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工</li> <li>施工計画書に基づき、道路占用・使用、掘削、管工事（管布設、管接続、給水管接合替、管撤去からなる一連の作業）、埋戻し、道路復旧（一次及び二次）等の管路工事に係る一連の作業を行う業務</li> </ul>	<b>【報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種材料の納品書</li> <li>出荷証明書の記録</li> <li>材料の品質試験成績表</li> <li>断通水作業報告書等の確認</li> </ul>	
水質試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>通水にあたっての水質試験の実施</li> </ul>	<b>【確認】</b> 採水の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質試験実施と通水許可</li> </ul>
(管工事完了後・2次復旧完了後) 設計変更の実施 工事検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計変更、工事検査の実施</li> <li>工事完成に伴い工事費の精算を実施</li> <li>完成図書類を作成し、自ら検査を行うとともに市による確認を受ける業務</li> </ul>	<b>【承認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計変更(数量、図面)</li> </ul> <b>【報告】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>完成図書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計変更内容の精算</li> </ul>



## 6 施工困難時の取扱い：事業対象から除外する路線について

- 本事業では、震災対策上、特に重要な路線に事業対象を絞り込んでいるため、**事業期間内にすべての路線の更新を完了させることが必須**の要求事項となっているものである。
- 一方、次ページ1 - (1) に示すような、やむを得ない不測の事態により、履行が困難となる路線が生じることも想定される。

□ 履行が困難となる路線の取扱いに関する全体的な枠組みは、下表のとおり設定する。

帰責事由の原因者	事業期間延長による完工の可否	要求水準未達 (事業者への違約金請求)	事業対象	履行済み部分の費用 1 の負担に関する基本分担
事業者	可 (延長措置)	該当	除外しない	事業者負担 (適正に履行された出来形部分のみ、市負担 2)
	不可	該当	除外しない	事業者負担 (適正に履行された出来形部分のみ、市負担)
第三者 不可抗力 (双方無帰責)	可 (延長措置)	該当しない	除外しない	市負担 3
	不可	該当しない	除外	市負担
水道局	可 (延長措置)	該当しない	除外しない	市負担 3
	不可	該当しない	除外	市負担 4

次ページ

- 1 設計業務に着手して以降、履行が困難であると市が認定した時点までに実施してきた業務に係った費用 (ただし、市が履行を確認した範囲内。すでに精算済みの費用は除く。)
- 2 期間延長に伴い追加で発生する費用がある場合、事業者が負担する。
- 3 期間延長に伴い追加で発生する費用がある場合、必要があると認められるときは、市が負担する。
- 4 事業者に損害があり、必要があると認められるときは、その費用についても市が負担する。

## 6 施工困難時の取扱い：事業対象から除外する路線について

### 1. 事業者・水道局の責によらず、事業期間内に履行が困難となる場合

#### (1) 履行が困難となる想定

設計が完了し、施工が一定進捗した中で、新たに判明した事業者・水道局の責によらない事由により、事業者が技術的アプローチを駆使 しようとも、あるいは関係者との調整を再三実施 した結果においても、工事を完了させることが困難であると認められる状態



の例：当初設計上の埋設方法では、事業者の保有技術を駆使しても施工が困難である場合

の例：管理者等と繰り返し協議を行うものの工事許可の取得困難な場合  
住民に繰り返し説明するものの工事实施の理解が得られない場合

**事業者からの申請により、市は申請内容を精査した上で、履行困難を認定し、事業対象から除外**

#### (2) 契約上の取扱い

要求水準未達として取り扱わない（違約金の対象としない）

#### (3) 履行済み部分の費用（前ページ 1）の精算

市が負担する

### 2. 事業期間内での履行が明らかに合理的ではない場合

上記の他、事業期間内に施工を進めることが明らかに合理的ではなく、事業期間を一定延長しても改善が見込めない場合であり、事業者の責によらない場合、市と事業者が協議の上、事業対象から除外する。

【具体的な事例】

- ・事業期間内では対象路線の断水が困難となり、内管挿入工法などの合理的な工法が適用できない
- ・急遽、大阪市道路掘削跡復旧工事施行要綱に基づく道路の掘削制限がかかった

## 7 要求水準未達時の取扱い

- 本事業の業務品質を確保するため、市がこれまで実施してきたものと同等以上のものを要求水準として定め事業者には履行を求め、市はモニタリングを行う。
- 要求水準未達については、不適正な業務実施防止の観点から、原則ペナルティを課すことで、**要求水準未達の抑止力となるような措置の検討**を行う。

### 【要求水準未達の取扱い】

- (1) 要求水準未達のうち、次の ～ に類するような要求水準未達は、ペナルティとして違約金を課す。
- 不適正な業務実施 例) 不適正施工、セルフモニタリングの未実施
  - 法令違反 例) 無許可工事(道路占用・道路使用等)
  - 市民・本市に損害を与える事故、工事等関係者に負傷者が発生する事故  
例) 施工ミスによる水道管の損傷・浸水被害など
  - 事業の進捗状況や工事品質への影響があるもの  
例) 施工実施体制の不備による事業進捗の遅れ
- (2) (1)のうち、事業者の故意又は重過失による要求水準未達、事業や市民に与える影響や不適正の程度が重大なものに対しては、より重い違約金を課す。
- (3) なお、(1)に該当しない、軽微で早期に是正が可能な要求水準未達については、市が定めた期限内に是正措置が行われた場合には、違約金を課さない。

### 契約終了後の取扱い

- ・ 事業期間終了後に契約不適合があることが判明した場合、市は事業者に対し、修補や損害賠償を請求する。

## 7 要求水準未達時の取扱い

### 【履行遅延の取扱い】

- 事業者の責に帰すべき事由により、工事完成予定期間を過ぎて工事を完成した場合遅延日数に応じ、遅延部分の契約金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（令和4年度：2.5%）を乗じて計算した額を徴収する。
- ただし、以下のような場合については違約金を徴収しない。
  - ・ 期間中に進捗が遅れても、工事完成予定期間内に完成した場合
  - ・ 市の都合により工事完成予定期間内に工事が完成しなかった場合
  - ・ 事業者の責によらない事情により工事完成予定期間内に工事が完成しなかった場合

### 【契約解除の取扱い】

要求水準未達において、市が是正措置の実施の催告をしたにもかかわらず是正措置を実施しない又は実施する見込みがない。

事業計画に対して、著しい事業実施の遅延が生じ、市が事業者に対し相当期間を設けて対策を求めたにもかかわらず、積極的に対策を講じることがなく、今後も改善する見込みがない。

重大な不正または過失があった場合

市は契約を解除することができ、契約金額の10%相当額を違約金として徴収できる。

### 【その他の取扱い】

- なお、要求水準未達、履行遅延、契約解除により市に損害が生じた場合で、当該損害額が違約金の額を超える場合には、超過額についても事業者に対し、請求を行う。

## 8 サービス購入料

### ▶ サービス購入料の内容と支払い等

#### ■ サービス購入料 A（設計業務及び施工業務（断通水作業を除く）に係る対価並びに S P C 経費）

##### 設計費

- < 定義 > ・ 実施方針 3 ページの「設計費」に係る用語の定義と同じ
- < 支払 > ・ 詳細設計完了後に S P C が検査を実施し、市の承認を受け合格した後に、設計図書（設計書、根拠資料等）を市に提出する。  
・ 市は、設計図書を確認のうえ、毎年度 9 月末締め及び 3 月末締めでまとめて支払う。

##### 工事費

- < 定義 > ・ 実施方針 3 ページの「工事費」に係る用語の定義と同じ
- < 支払 > ・ 工事完成後に S P C が検査を実施し、市の承認を受け合格した後に工事の工事費内訳書、工事写真、工事完成図面及び検査調書を提出し、当該管路を引渡す。  
・ 市は、提出書類を確認のうえ、毎年度 9 月末締め及び 3 月末締めでまとめて支払う。

##### S P C 経費

- < 定義 > ・ 実施方針 3 ページの「SPC経費」に係る用語の定義と同じ
- < 支払 > ・ 事業者が提案した金額で固定し、事業計画書に基づき各年度に割り振る額を決定する。  
・ 割り振られた金額に基づき、当該年度の設計業務及び施工業務の完成見込み件数により、当該設計費又は当該工事費に合わせて支払う。

#### ■ サービス購入料 B（施工業務のうち断通水作業に係る対価）

##### 断通水作業費

- < 定義 > ・ 実施方針 3 ページの「断通水作業費」に係る用語の定義と同じ
- < 支払 > ・ 毎年度 1 月末までに実施した断通水作業にかかる出来高を S P C が取りまとめたうえ、3 月末までに検査を実施し、市に報告書を提出する。  
・ 市は報告書の内容をチェックし認定した出来高について、年度分をまとめて支払う。

## 9 市から提供する設計図書

- 本事業の対象路線には、既に設計が完成しているもの、現在、設計業務を委託中のものが一部存在しており、これら市が発注済の設計業務については次のとおり扱う。

市は、入札公告時に発注済設計業務一覧（含む延長）を提示

応募者は、工事費算定のための基本条件等に基づき事業費を算出・提案するが、事業費に含まれる設計費に関しては、当該設計発注済路線分を控除して算出

契約後、市は事業者在完成済設計図書を提供

事業者は、設計発注済路線分は市から提供される完成済設計図書を活用し、詳細事業費を算出

試験掘等により判明した完成済設計図書の変更に係る設計費の増減も精算ルールに基づき反映

		事業提案時	設計完了時
事業費	S P C 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設40km</li> <li>本事業実施に要すると見込まれる経費を応募者自ら算出する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精算対象外の想定</li> </ul>
	工事費 断通水作業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設40km</li> <li>工事費算定のための基本条件等に基づき算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計発注済路線分は市から提供される完成済設計図書を活用、設計発注済路線分を控除した対象施設は事業者自ら詳細設計を実施し、詳細事業費を算出。（ ）</li> </ul>
	設計費	<ul style="list-style-type: none"> <li>40kmから設計発注済路線分を控除（ ）</li> <li>工事費算定のための基本条件等に基づき算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本条件から変更を要する施工条件及び試験掘等により判明した完成済設計図書の変更に係る事業費増減も精算ルールに基づき反映。（ ）</li> </ul>



## 10 公募スケジュールと主な開示資料（予定）

新プラン（案）公表時 [ 令和5年1月頃 ] に、要求水準書（案）、モニタリング計画（案）等を公表する。（入札公告時 [ 令和5年4月頃 ] に内容を変更する場合がある。）

開示資料については、事業者の方が本事業の参画を検討するために必要と市が判断する資料であり、申込書等を提出された事業者に配付する。

年月	公募スケジュール	公表資料	主な開示資料	
令和4年度	10	実施方針公表	<b>実施方針公表後 [ 令和4年11月 ]</b> ・要求水準書のポイント ・重要論点説明資料  <b>新プラン（案）公表時 [ 令和5年1月頃 ]</b> ・事業契約（案）の概要書 ・要求水準書（案） ・モニタリング計画（案）	<b>実施方針公表後 [ 令和4年11月 ]</b> ・対象基幹管路のリスト （口径・断水可否・修繕対象弁栓類） ・対象基幹管路の位置図 ・工事費等算定のための基本条件 ・基幹管路更新業務に係る当局の従事人員数
	11	↓		
	12	事業者との意見交換		
	1	新プラン（案）公表		
	2	↓		
令和5年度	3	特定事業の選定	<b>入札公告時 [ 令和5年4月頃 ]</b> ・基本協定書（案） ・事業契約書（案） ・要求水準書 ・モニタリング計画（案） ・入札説明書 ・落札者決定基準 ・様式集	<b>入札公告時 [ 令和5年4月頃 ]</b> ・令和4年11月の開示資料 時点修正版 ・事業費算定のための工事数量内訳書等 ・各種許可申請に関する実績 ・占用申請等の事務処理手順 ・埋設調整業務の基本手順 ・浅層埋設管の基本手順 ・市の工事予定リスト（基幹管路 [ 事業対象40km以外 ] の市掛工事） その他、必要な資料がある場合は、順次開示
	4	入札公告		
	5	↓		
	6	参加資格審査		
	7	↓		
	8	↓		
	9	↓		
	10	事業提案書の提出		
11	↓			
12	落札者の決定			